

朝倉市地球温暖化対策実行計画

(事務事業編)

平成27年 3月

福岡県 朝倉市

目次

1. 基本的事項	
(1) 実行計画の背景	2
(2) 実行計画の目的	
(3) 実行計画の対象範囲	3
(4) 実行計画の対象とする温室効果ガス	6
(5) 実行計画の期間	7
(6) 実行計画の位置づけ	
2. 温室効果ガスの排出状況及び削減目標	
(1) 基準年度の温室効果ガス排出量	9
(2) 基準年度の要因別排出状況	
(3) 削減目標	
3. 実施する取り組み	
(1) 省エネ法に基づいたエネルギー管理	10
(2) 施設における省エネ管理	
(3) 公用車管理	
(4) 太陽光発電等の再生エネルギー施設の導入	11
(5) クールビズ、ウォームビズの実施	
(6) 勤務時間の管理	
(7) 印刷物の削減と環境配慮	
(8) 物品購入における環境配慮	
(9) その他	
4. 実行計画の推進	
(1) 推進体制	12
(2) 職員への周知	13
(3) 実行計画の評価	
(4) 実行計画の見直し	
(5) 実施状況の公表	

1. 基本的事項

(1) 実行計画の背景

国は1997年12月に地球温暖化防止京都会議（COP3）において、温室効果ガスの総排出量に関して1990年を基準として2008年から2012年までの約束期間内に6%の削減目標を定めました。この目標の達成に向けて、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下、「法」という。）第21条第1項ではすべての地方公共団体の責務として、地方公共団体自らの事務事業に伴い発生する温室効果ガスの排出削減等のための計画策定や成果の公表等が義務付けられています。

朝倉市は、平成21年3月に第1次朝倉市総合計画において施策の大綱として掲げた「自然と共生する循環型社会を築くまちづくり」を目指すため朝倉市環境基本計画を策定し、平成26年3月に朝倉市環境基本計画の見直しを行いました。また平成22年4月には省エネ法が改正及び施行され、事業所の原油換算エネルギー使用量合計が1,500kl/年以上となる事業者は特定事業者としての指定を受けることになり、平成22年9月に朝倉市の市長部局はこの指定を受け、定期報告書及び中長期計画書の作成・提出等が義務付けられました。

(2) 実行計画の目的

本計画は、法第21条第1項及び朝倉市環境基本計画に基づき、温室効果ガスの排出量を削減するための措置に関する計画（以下、「実行計画」という。）として策定するものです。実行計画は、省エネ法により特定事業者として指定を受けた市長部局に加え、教育長部局を含めた朝倉市全体の温室効果ガス排出量を削減する計画です。朝倉市の事務事業の実施にあたっては、実行計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標の達成に向けて様々な取り組みを行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

(3) 実行計画の対象範囲

実行計画は、朝倉市が行う全ての事務事業とし、次の表の施設を対象とします。ただし、外部委託を実施している事務事業の一部及び施設、防犯灯等の防犯及び公共の福祉に支障を与えることが予測される一部の施設については対象外としますが、可能な限り実行計画の趣旨に沿った取り組みを実践するよう要請するものとします。

■対象施設一覧

種別	施設	担当部署
市庁舎	本庁舎	総務財政課
	朝倉支所	
	杷木支所	
	総合市民センター	文化・生涯学習課
	朝倉地域生涯学習センター	
	杷木地域生涯学習センター	
環境衛生施設	環境センター	環境課
	汚泥再生処理場	
	火葬場（梅香苑）	
	火葬場（香華園）	
コミュニティセンター	甘木地域センター	ふるさと課
	上秋月コミュニティセンター	
	秋月コミュニティセンター	
	安川コミュニティセンター	
	馬田コミュニティセンター	
	立石コミュニティセンター	
	福田コミュニティセンター	
	蜷城コミュニティセンター	
	金川コミュニティセンター	
	三奈木コミュニティセンター	
	高木コミュニティセンター	
	高木コミュニティセンター佐田分館	
保育所	秋月保育所	子ども未来課
	安川保育所	
	福田保育所	
	蜷城保育所	
	黄金川保育所	

保育所	三奈木保育所	子ども未来課
	松末保育所	
	杷木保育所	
	久喜宮保育所	
	志和保育所	
小学校	秋月小学校	教育課
	甘木小学校	
	立石小学校	
	馬田小学校	
	福田小学校（夜間照明施設含む）	
	蟬城小学校	
	金川小学校	
	三奈木小学校	
	朝倉東小学校	
	大福小学校	
	松末小学校	
	久喜宮小学校	
	杷木小学校	
	志波小学校	
中学校	十文字中学校	
	南陵中学校	
	秋月中学校	
	甘木中学校	
	比良松中学校	
	杷木中学校	
	杷木学校給食センター	
体育施設	甘木体育センター	文化・生涯学習課
	甘木武道館	
	甘木弓道場	
	甘木テニスコート	
	甘木グランドゴルフ場	
	甘木ゲートボール場	
	安川体育センター	
	朝倉体育センター	
	朝倉テニスコート	
	朝倉球場	
	杷木体育センター	

体育施設	杷木テニスコート	文化・生涯学習課
	杷木球場	
文化財施設	平塚川添遺跡公園	文化・生涯学習課
	甘木歴史資料館	
	秋月博物館	
	文化財調査事務所	
消防施設	各消防格納庫及び詰所（市管理のみ）	防災交通課
上水道施設	持丸浄水場	水道課
下水道施設	朝倉処理場	下水道課
	宮野処理場	
	大福処理場	
	上寺処理場	
	朝倉中央処理場	
	安川処理場	
	蜷城処理場	
	中島浄化センター	
	秋月浄化センター	
	美奈宜の杜北センター	
	美奈宜の杜南センター	
中継ポンプ場		
診療所	朝倉診療所	保険年金課
その他の施設	サンライズ	商工観光課
	隣保館	人権・同和対策課
	杷木人権啓発センター	
	老人福祉センター「寿楽荘」	子ども未来課
	朝倉老人福祉センター	介護サービス課
	杷木老人福祉センター	
	卑弥呼ロマンの湯	
	三連水車の里あさくら	農業振興課
	バサロ（道の駅エリア除く）	
	甘木B & G海洋センター	文化・生涯学習課

(4) 実行計画の対象とする温室効果ガス

実行計画で削減対象とする温室効果ガスは、法第2条第3項で定められた二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六ふっ化硫黄（SF₆）、三ふっ化窒素（NF₃）の7種類のガスのうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素を対象とします。

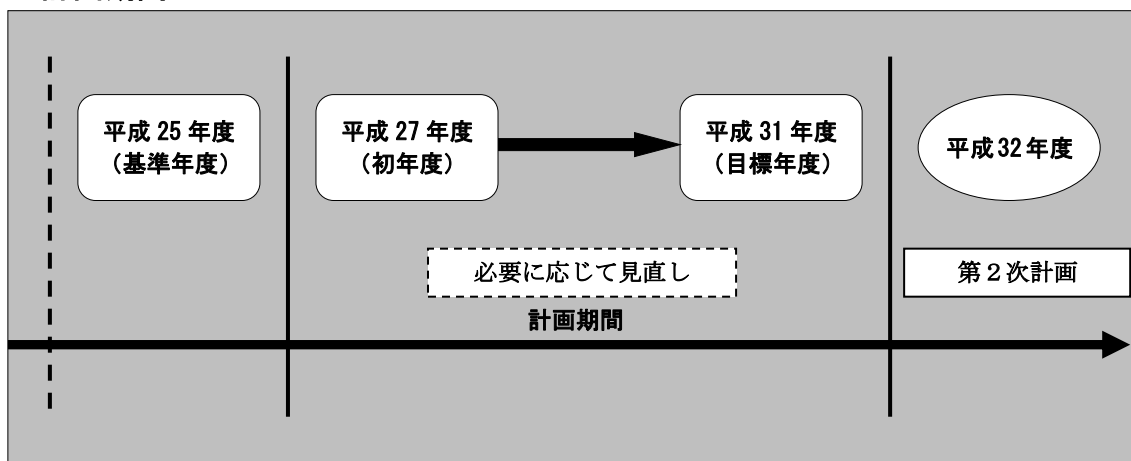
■温室効果ガスの種類（法第2条第3項）

ガスの種類	人為的な発生源
二酸化炭素 (CO ₂)	電気の使用や暖房用灯油、自動車用ガソリン等の使用及び、廃プラスチック類の焼却等により排出される。対象とされる7種類の温室効果ガスの中では、温室効果への寄与が最も大きい。
メタン (CH ₄)	自動車の走行や、燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却、廃棄物の埋立等により排出される。
一酸化二窒素 (N ₂ O)	自動車の走行や燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却等により排出される。
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	カーエアコンの使用・廃棄時等に排出される。
パーフルオロカーボン (PFC)	半導体の製造、溶剤等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される。（地方公共団体では、ほとんど該当しない。）
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	電力設備の電気絶縁ガス、半導体の製造等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される。（地方公共団体では、ほとんど該当しない。）
三ふっ化窒素 (NF ₃)	半導体製造でのトライエッチングやCVD装置のクリーニングに使用される。（地方公共団体では、ほとんど該当しない。）

(5) 実行計画の期間

実行計画では、平成25年度を基準年度、平成26年度を策定年度とし、計画期間は平成27年度から平成31年度までの5年間とします。また、実行計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化等により、必要に応じて見直しを行います。

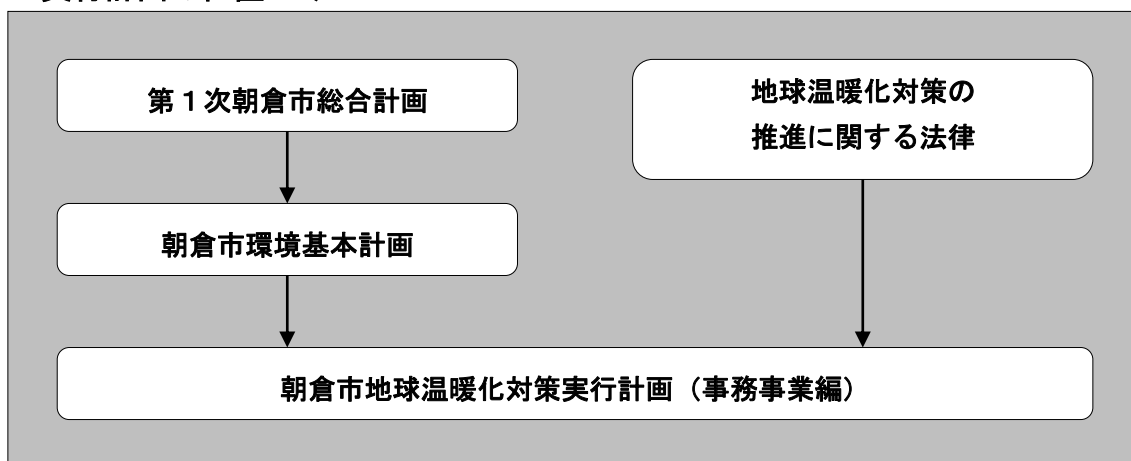
■計画期間



(6) 実行計画の位置づけ

実行計画は、地球温暖化対策の推進に関する法第21条第1項に基づき、朝倉市が実施する事務事業から排出される温室効果ガスの排出量を削減するための措置に関する計画として策定するものです。また、朝倉市環境基本計画において目標とする環境像「“思いっきり しん呼吸” 人と自然がひびき合うまち あさくら」の実現を目指し、人と自然との共生を通して思い切り深呼吸できるような環境づくりを担う計画でもあります。

■実行計画の位置づけ



(資料1) 地球温暖化対策の推進に関する法律第21条

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 計画期間

二 地方公共団体実行計画の目標

三 実施しようとする措置の内容

四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

3～7（省略）

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

9 第五項から前項までの規定は、地方公共団体実行計画の変更について準備する。

10 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

11～12（省略）

2. 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

(1) 基準年度の温室効果ガス排出量

朝倉市の事務事業における基準年度（平成25年度）の二酸化炭素総排出量は、9,076,690kg-CO₂です。

(2) 基準年度の要因別排出状況

基準年度の二酸化炭素排出量を排出要因別に見ると次の表となります。

■種別二酸化炭素排出量（基準年度：平成25年度）

エネルギー種別	エネルギー使用量	二酸化炭素排出量 (kg-CO ₂)	割合 (%)
ガソリン (ℓ)	79,859.39	185,406	2.0
灯油 (ℓ)	296,001	736,890	8.1
軽油 (ℓ)	47,568.98	122,964	1.4
重油 (ℓ)	102,480	277,683	3.1
LPG (m ³)	42,304.82	252,467	2.8
電気 (kwh)	12,256,995	7,501,281	82.6
合計		9,076,690	100.0

(3) 削減目標

平成25年度を基準として、計画期間の最終年度である平成31年度の二酸化炭素排出量を、5%削減することを目標とします。

■二酸化炭素排出量の削減目標

区分	基準年度排出量 (平成25年度)	目標年度までの削減量 (～平成31年度)	削減率 (%)
二酸化炭素 (kg-CO ₂)	9,076,690	453,835	5

3. 実施する取り組み

(1) 省エネ法に基づいたエネルギー管理

朝倉市の市長部局は、平成22年4月に改正及び施行された改正省エネ法により、平成22年9月22日付けで原油換算エネルギー使用量合計が1,500k1/年以上となる特定事業者としての指定を受けています。毎年度提出が義務付けられている定期報告書及び中長期計画書の計画に沿って、エネルギーの使用量管理を行い温室効果ガス排出量の削減に努めます。また規制を受けない施設であっても、同様にエネルギー使用量の管理による温室効果ガス排出量の削減を推進します。

(2) 施設における省エネ管理

各部署が所管する施設において、その施設の運用状況に応じ次の項目に留意します。

- ・冷房については、室温28度を目安に開庁日の8時30分から16時30分以内を稼働時間とします。
- ・暖房については、室温19度を目安に開庁日の8時30分から16時30分以内を稼働時間とします。
- ・エレベーターの運行時間を開庁日の8時25分から17時30分とします。なお、本庁舎における水曜日の窓口延長業務については19時までとします。また、職員は必要な場合を除き使用を控えます。
- ・自動販売機照明の消灯を行います。
- ・各施設の蛍光灯等の照明器具を間引きします。
- ・会議室、廊下、ホール、トイレ等の断続的に使用する箇所の照明は、使用の都度点灯します。
- ・照明機器等はこまめに電源を切り、また電気機器等の未使用時はプラグをコンセントから抜きます。
- ・就業時間前及び昼休みの時間は、不要な照明を消灯します。
- ・OA機器については、節電・待機モードを積極的に活用し、長時間使用しない場合は業務に支障のない範囲で主電源を切ります。

(3) 公用車管理

公用車を計画的に管理し利用の効率化及び抑制を図り、運転時にはエコドライブに努めます。

- ・運転時に急加速・急減速をせず、アイドリングストップを心がけます。
- ・公用車に走行データを記録できるエコメータを取り付け、エコ運転を実施します。
- ・一部の公用車を一括管理し、利用の効率化を図ります。

(4) 太陽光発電等の再生可能エネルギー施設の導入

太陽光発電等の再生可能エネルギー設備の導入を検討します。また、施設新築、大規模改修を行う際は、環境に配慮した工事を実施するとともに、環境負荷の低減に配慮した設備等を設置し適正な管理に努めます。

(5) クールビズ、ウォームビズの実施

冷暖房の使用を抑制することから、定期的にクールビズ、ウォームビズの実施を行い、衣服等の調整による体感温度調節を行います。

(6) 勤務時間の管理

各部署でノー残業デーを設定してエネルギー消費の削減に努めます。また、時間外勤務を抑制し、就業時間後の一斉退庁を心がけます。

(7) 印刷物の削減と環境配慮

印刷物に関して各部署が所管する運用状況に応じ次の項目に配慮します。

- ・印刷機及びコピー機の使用量を把握し、効率的な管理に努めます。
- ・資料の供用及び電子ファイル化を活用し、無用印刷やコピーを控えます。
- ・資料等を40枚以上印刷する場合は、本庁印刷室の印刷機を使用します。
- ・コピー機の使用に際しては、白黒コピーとします。
- ・職場内会議資料等のコピーには、A4両面及びミスコピーの裏面の使用を心がけます。
- ・各部署に分別箱を設置し、不要となった印刷物はリサイクルを行い、可燃ゴミで排出しないように努めます。
- ・コピー機の使用後は、節電モードへの切り替えを徹底します。

(8) 物品購入における環境配慮

物品購入に関しては、グリーン購入法※の趣旨に基づき各部署が所管する運用状況に応じ次の項目に配慮します。

- ・照明機器や設備の更新の際には、省エネ型機器を積極的に導入します。
- ・電気製品等の購入及びレンタルの際には、省エネルギータイプで環境負荷の少ない物品の購入に努めます。
- ・事務用品は、詰め替えやリサイクル可能な消耗品を購入します。
- ・物品の長期利用に努めます。

※ グリーン購入法…正式名称「国等による環境物品等の調達に関する法律」

(9) その他

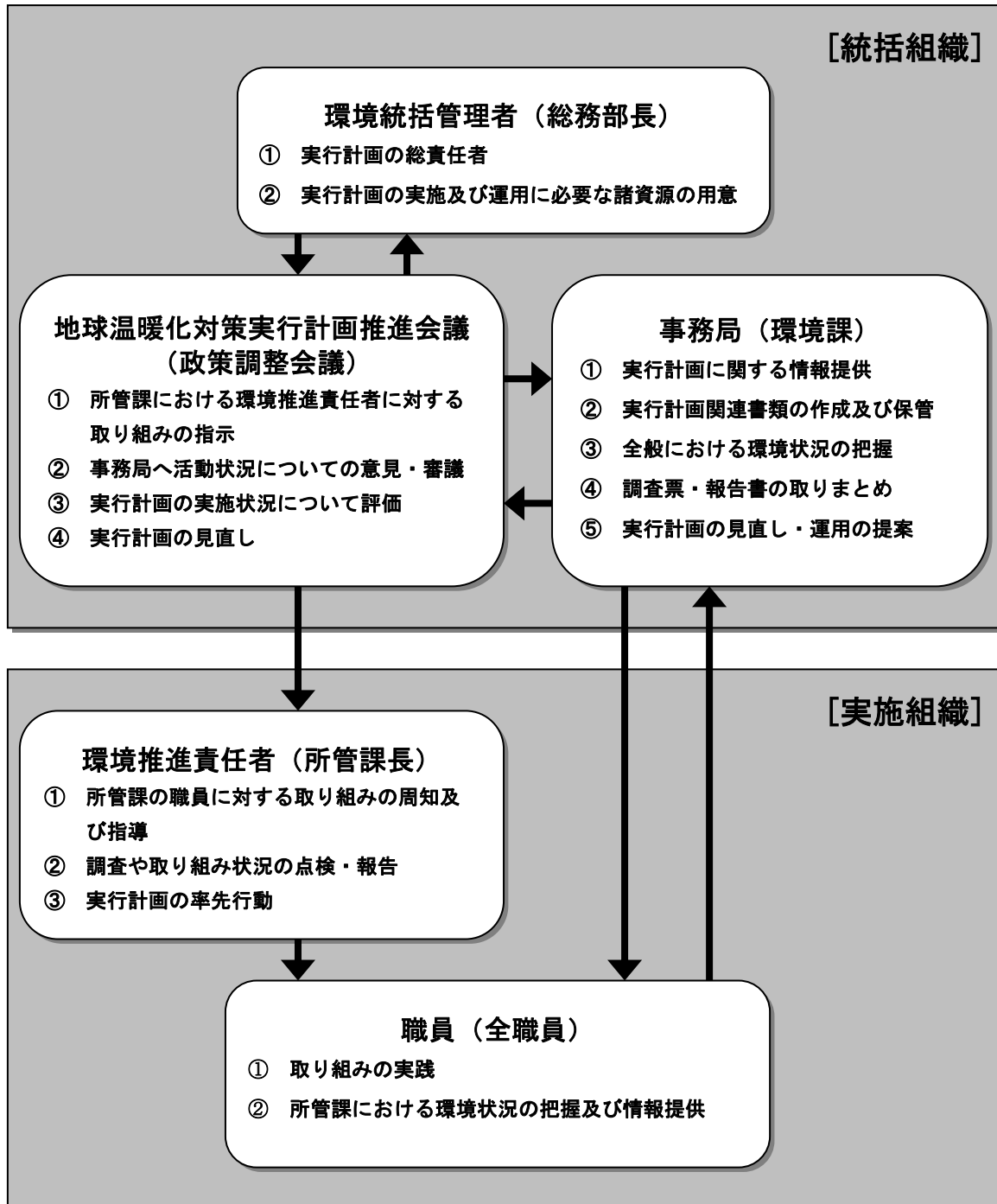
- ・職員への環境保全に関する意識の向上を図り、節約の習慣化に努めます。
- ・温室効果ガス排出量の削減に関する情報発信を定期的に行います。
- ・敷地等について緑化の推進を図り、植込み等の維持管理を図ります。

4. 実行計画の推進

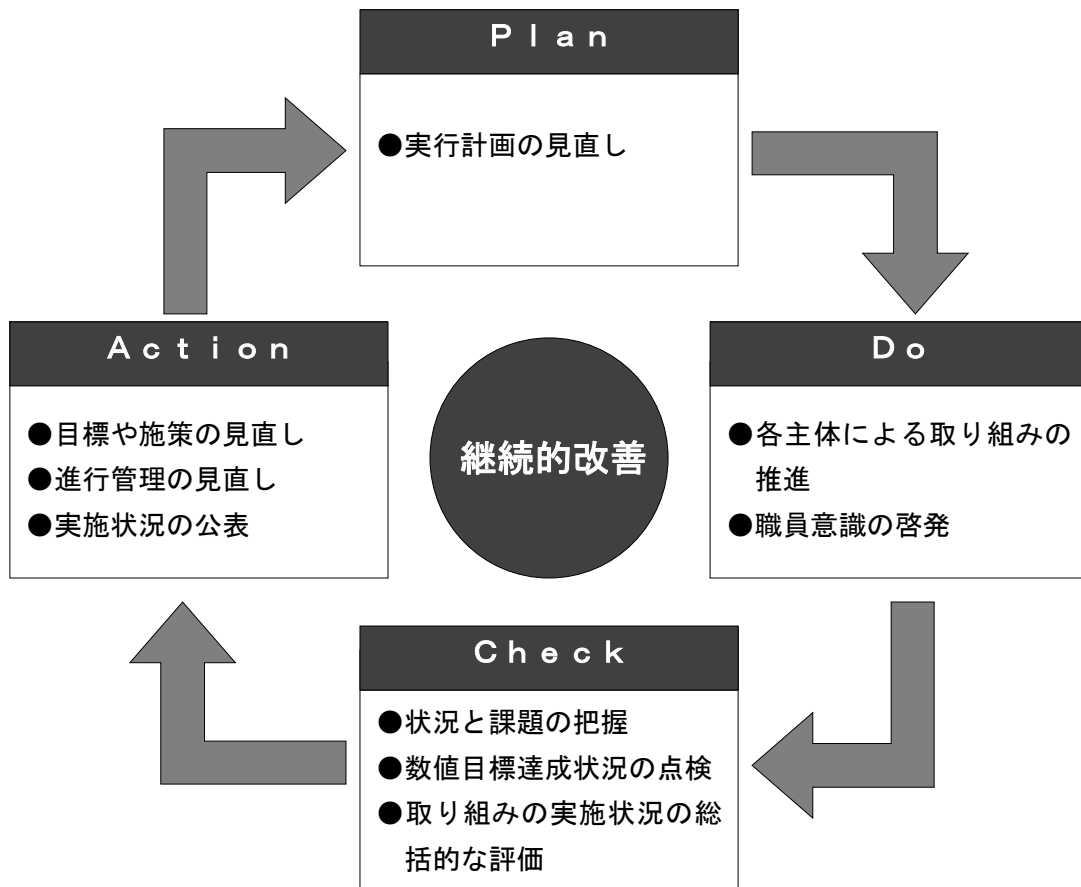
(1) 推進体制

実行計画の推進体制は、次の表に示すとおりで、実行計画の推進と進行管理を行います。

■推進体系



■実行計画の進行管理システム



(2) 職員への周知

事務局より文書及び電子データの配布等により職員への実行計画の周知を図り、取り組みの指導等に努めるものとします。

(3) 実行計画の評価

実行計画の実施状況を事務局において毎年度調査及び把握・評価し、推進責任者の管理のもと地球温暖化対策実行計画推進会議による体系的な評価を行うものとします。評価内容は、事務局より文書及び電子データの配布等により職員へ報告します。

(4) 実行計画の見直し

事務局は、実行計画の進捗状況や年度末での取り組みの評価結果をもとに、取り組み方法や目標の見直しを行います。

(5) 実施状況の公表

実行計画の実施状況等については、ホームページに公表します。